

平成30年北海道胆振東部地震に係る民有林支援の拡充について

平成30年北海道胆振東部地震により、民有林内において発生した大規模な林地崩壊の復旧に向け、北海道森林管理局では9月18日以降、技術職員を北海道庁に派遣しているところです。

これまでは保安林の申請書に必要な写真撮影や書類作成などの業務の支援でしたが、12月3日以降は、保安林の申請書類作成業務に加え、新たに治山事業の設計・積算業務について支援することとなりました。

11月30日、北海道森林管理局において派遣する職員の出発式を開催し、新島局長から「国有林の職員としての自負をもって、安全に留意して全力で業務に当たってほしい」と激励があり、職員から、「支援業務が拡大するので、我々の知識と技術を活用して被災地が一日でも早く安全・安心を取り戻せるよう全力を尽くしたい」と決意を述べました。

